

真庭圏域地域医療構想調整会議について

- 1 会議の名称 真庭圏域地域医療構想調整会議
- 2 設置根拠 真庭圏域地域医療構想調整会議設置要綱
- 3 目的 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の14の規定に基づき、真庭圏域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた関係者との協議及び調整等を行う。
- 4 所掌事務 (1)地域医療構想の策定及び実現に関する事項
(2)構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
(3)病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
(4)医療介護総合確保促進法に基づく県計画(地域医療介護総合確保基金の事業計画)に盛り込む事業に関する事項
(5)その他、目的を達成するために必要な事項
- 5 委員 医師会の代表者、病院協会の代表者、歯科医師会の代表者、薬剤師会の代表者、看護関係者の代表者、介護関係者の代表者、医療保険者の代表者、市町村の代表者、医療を受ける立場にある者、その他必要と認められる者(学識経験者等) 20名以内
- 6 任期 2年
- 7 設置年月日 平成28年3月1日
※当初、平成27年9月7日付けで設置したが、県事務処理規則(付属機関の委員の任免)により、委員の任期を整理した。
- 8 公開、非公開 会議：原則公開
議事録等：公開